

令和7年9月市議会定例会提出予定案件

(議 案)

- 1 茨木市教育委員会委員任命につき同意を求めることについて
- 2 茨木市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正について
- 3 茨木市市税条例の一部改正について
- 4 茨木市印鑑登録及び証明に関する条例及び茨木市手数料条例の一部改正等について
- 5 茨木市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の全部改正について
- 6 茨木市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の全部改正について
- 7 茨木市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部改正について
- 8 茨木市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 9 茨木市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の全部改正について
- 10 茨木市学校給食費条例の一部改正について
- 11 茨木市下水道条例等の一部改正について
- 12 令和6年度大阪府茨木市下水道等事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 13 令和6年度大阪府茨木市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 14 市道路線の認定について
- 15 市道路線の変更について
- 16 請負契約締結について（（仮称）ダムパークいばきた多目的運動広場整備工事）
- 17 令和7年度大阪府茨木市一般会計補正予算（第3号）
- 18 令和7年度大阪府茨木市下水道等事業会計補正予算（第1号）

(認 定)

- 1 令和6年度大阪府茨木市一般会計決算認定について
- 2 令和6年度大阪府茨木市財産区特別会計決算認定について
- 3 令和6年度大阪府茨木市国民健康保険事業特別会計決算認定について
- 4 令和6年度大阪府茨木市後期高齢者医療事業特別会計決算認定について
- 5 令和6年度大阪府茨木市介護保険事業特別会計決算認定について
- 6 令和6年度大阪府茨木市下水道等事業会計決算認定について
- 7 令和6年度大阪府茨木市水道事業会計決算認定について

(報 告)

- 1 茨木市事務報告について
- 2 令和6年度大阪府茨木市一般会計及び特別会計決算に係る主要な施策の成果並びに健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 3 令和6年度下半期大阪府茨木市財政状況報告について
- 4 令和6年度茨木市教育委員会事務管理執行状況の点検及び評価の報告について
- 5 放棄した債権の報告について

議案第45号	茨木市教育委員会委員任命につき同意を求めることについて	【人事課】
○ 現委員 しろ たに けい こ 城 谷 敬 子 ○ 任 期 令和7年9月30日任期満了 初就任 令和6年2月6日就任 1期目（任期4年） ○ 選任予定者		

議案第46号	茨木市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正について 【人事課、水道総務課】
○ 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正等に伴う所要の改正 ・ 主な改正内容 ①茨木市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正 ・ 仕事と育児の両立支援制度の利用について、妊娠、出産の申出や3歳未満の子どもを養育する職員等に対して、制度を周知するとともに、子や家庭の状況により仕事と家庭の両立が困難となる場合に、その改善に向けた事項（勤務時間帯、業務量等）について意向確認等を実施する旨を規定 ②茨木市職員の育児休業等に関する条例の一部改正 ・ 部分休業の取得申出時に1日につき2時間を超えない範囲内（第1号）、または1年につき10日を超えない範囲内（第2号）のいずれかを選択できる旨を規定 ・ 第1号部分休業について、勤務時間中において任意の時間での取得が可能となるよう規定 ・ 第2号部分休業を請求できる上限について、常勤職員は年間77時間30分等とする旨を規定 ・ 配偶者の入院や別居等、予測できない事実により子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める場合は、部分休業の取得方法を変更できる旨を規定 ・ 関係条例の一部改正 - 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 ・ 施 行 日 令和7年10月1日	

議案第47号	茨木市市税条例の一部改正について	【市民税課、資産税課】												
○ 地方税法等の改正に伴う所要の改正 ・ 主な改正内容 ① 居所不明等により納税通知書等を本人に送付できない場合に送達完了とみなす公示送達について、掲示場への掲示等に加え、インターネット等を用いる方法の規定を追加 ② 大学生年代の子等の就業調整への対応として、新たに同一生計の19歳以上23歳未満の子等を対象とした特定親族特別控除に係る規定を追加 <table border="0"> <tr> <td>(現 行) 特定扶養控除</td> <td>子等の収入が103万円まで</td> <td>：控除額45万円</td> </tr> <tr> <td>(改正後) 特定扶養控除</td> <td>子等の収入が123万円まで</td> <td>：控除額45万円</td> </tr> <tr> <td>特定親族特別控除</td> <td>子等の収入が160万円まで</td> <td>：控除額45万円</td> </tr> <tr> <td>特定親族特別控除</td> <td>子等の収入が160万円超から188万円まで</td> <td>：段階的に控除額を減額</td> </tr> </table> ③ 長寿命化のための大規模修繕工事を行った区分所有マンションに係る固定資産税の減額について、納税義務者から申告書の提出がない場合でも、管理者等から必要書類の提出等がある場合は、減額措置の特例を適用できる旨を規定 ④ 加熱式たばこに係るたばこ税について、重量をもって紙巻きたばこの本数相当に換算する旨の規定を追加 ・ 施 行 日 ① 地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に規定する施行日 ② 令和8年1月1日 ③ 公布の日 ④ 令和8年4月1日			(現 行) 特定扶養控除	子等の収入が103万円まで	：控除額45万円	(改正後) 特定扶養控除	子等の収入が123万円まで	：控除額45万円	特定親族特別控除	子等の収入が160万円まで	：控除額45万円	特定親族特別控除	子等の収入が160万円超から188万円まで	：段階的に控除額を減額
(現 行) 特定扶養控除	子等の収入が103万円まで	：控除額45万円												
(改正後) 特定扶養控除	子等の収入が123万円まで	：控除額45万円												
特定親族特別控除	子等の収入が160万円まで	：控除額45万円												
特定親族特別控除	子等の収入が160万円超から188万円まで	：段階的に控除額を減額												

議案第48号	茨木市印鑑登録及び証明に関する条例及び茨木市手数料条例の一部改正等について 【市民課】
○ 住民基本台帳カードの有効期間満了等に伴う所要の改正等 ・ 主な内容 ① 茨木市住民基本台帳カードの利用に関する条例を廃止 ② 茨木市印鑑登録及び証明に関する条例の一部改正 ・ 印鑑登録証明書の発行に係る利便性の向上を図るため、コンビニ交付の機能を付加した個人番号カードを交付した際の印鑑登録証(窓口発行カード)の返還等を定めた規定を削除 ・ 印鑑登録証明書の申請を定める規定において、オンライン申請に係る規定を追加 ③ 茨木市手数料条例の一部改正 ・ 証明関係手数料を定めた別表第1の改正 - ア 印鑑登録証の交付及び再交付に係る手数料300円を廃止 - イ 戸籍の附票及び住民票に記載をした事項に関する証明書の交付について、多機能端末機を利用した場合の交付手数料を200円とする旨を規定 ④ 標準システムの導入に伴う個人番号カード等の利用機能の見直しにより、茨木市個人番号カードの利用に関する条例を廃止 ・ 施行日 ③イ以外 令和8年1月1日 ③イ 令和8年2月24日	

議案第49号	茨木市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の全部改正について 【保育幼稚園総務課】
○ 国が定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正等に伴う所要の改正 ・ 主な改正内容 運営基準の改正にあたり、今後、内閣府令の改正に速やかに対応するため、市独自基準の明確化を図ったうえで同令を参照する旨に改正 <基準の主な改正内容> ①小規模保育事業所等が代替保育の提供や卒園児の受入等に関する連携施設（保育所等）を確保しないこととできる期間を１０年から１５年に延長 ②保育士不足対策として導入されていた地域限定保育士が全国一律の制度になることに伴い、引用する法律名等を改正 「国家戦略特別区域法（国家戦略特別区域限定保育士）」 → 「児童福祉法（地域限定保育士）」 <関係条例> 茨木市附属機関設置条例 ・ 施 行 日 令和７年１０月１日	

議案第50号	茨木市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める 条例の全部改正について 【保育幼稚園総務課】
○ 国が定める特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正等に伴う所要の改正 ・ 改正内容 運営基準の改正にあたり、今後、内閣府令の改正に速やかに対応するため、同令を参照する旨に改正 ＜基準の主な改正内容＞ 小規模保育事業所等が代替保育の提供や卒園児の受入等に関する連携施設（保育所等）を確保しないこととできる期間を１０年から１５年に延長 ・ 施 行 日 令和７年１０月１日	
議案第51号	茨木市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例 の一部改正について 【保育幼稚園総務課】
○ 児童福祉法及び国家戦略特別区域法の改正等に伴う所要の改正 ・ 主な改正内容 ①保育士不足対策として導入されていた地域限定保育士が全国一律の制度になることに伴い、引用する法律名等を改正 「国家戦略特別区域法（国家戦略特別区域限定保育士）」 → 「児童福祉法（地域限定保育士）」 ②食材料費の価格変動に速やかに対応できるよう、主食費の月額を規則で定める旨に改正 （現 行）１，０００円 （改正後）規則で定める額 ・ 施 行 日 ①令和７年１０月１日 ②令和８年４月１日	

議案第52号	茨木市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について 【保育幼稚園総務課】
○ 乳児等通園支援事業の実施に伴う条例の制定 ・ 制定内容 設備及び運営に関する基準について、市独自基準の明確化を図ったうえで、内閣府令を参照する旨を規定 ＜独自基準＞ ①一般型乳児等通園支援事業所に置く職員は、保育士とする旨を規定 ②余裕活用型乳児等通園支援事業所の設備及び職員の基準は、③を除き、次のア～ウの施設又は事業所の区分に応じ、ア～ウに定める条例によることとする旨を規定 - ア 保育所 大阪府児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（保育所に係るものに限る） - イ 認定こども園 大阪府認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営に関する基準を定める条例 - ウ 家庭的保育事業等を行う事業所 茨木市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 ③一般型乳児等通園支援事業所及び余裕活用型乳児等通園支援事業所における満1歳以上満2歳未満の幼児に係る保育士等の数は、おおむね5人につき1人以上とする旨を規定 ＜関係条例＞ 茨木市附属機関設置条例 ・ 施行日 令和7年10月1日	
議案第53号	茨木市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の全部改正について 【学童保育課】
○ 国が定める放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正等に伴う所要の改正 ・ 改正内容 運営基準の改正にあたり、今後、内閣府令の改正に速やかに対応するため、同令を参照する旨に改正 ＜基準の改正内容＞ 保育士不足対策として導入されていた地域限定保育士が全国一律の制度になることに伴い、引用する法律名等を改正 「国家戦略特別区域法（国家戦略特別区域限定保育士）」 → 「児童福祉法（地域限定保育士）」 ＜関係条例＞ 茨木市附属機関設置条例 ・ 施行日 令和7年10月1日	

議案第54号	茨木市学校給食費条例の一部改正について	【保健給食課】
	○ 食材料費の価格変動に速やかに対応するための所要の改正 ・ 改正内容 学年等の区分に応じて定める学校給食費の1食当たりの額を規則で定める旨に改正 （現 行）小学校：低学年220円、中学年230円、高学年240円 中学校：330円 （改正後）規則で定める額 ・ 施 行 日 令和8年4月1日	
議案第55号	茨木市下水道条例等の一部改正について	【下水道施設課、工務課】
	○ 国が示す標準下水道条例の改正等に伴う所要の改正 ・ 主な改正内容 ①茨木市下水道条例の一部改正 指定工事店の指定を定める規定において、災害等の非常時に市長が他の市町村長等の指定を受けた工事店に工事を行わせることができる旨を追加 ②茨木市水道事業給水条例の一部改正 工事の施行を定める規定において、災害等の非常時に管理者が他の市町村長等又は他の市町村長等が指定した工事店に給水装置工事を行わせることができる旨を追加 ・ 関係条例の一部改正 茨木市公設浄化槽条例 ・ 施 行 日 公布の日	

議案第56号	令和6年度大阪府茨木市下水道等事業会計未処分利益剰余金の処分について 【下水道総務課】
○ 地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、未処分利益剰余金の処分について、議会の議決を求める。 ・ 処分額 181,500,885円 処分方法 減債積立金への積立て及び資本金への組入れ	
議案第57号	令和6年度大阪府茨木市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について 【水道総務課】
○ 地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、未処分利益剰余金の処分について、議会の議決を求める。 ・ 処分額 200,000,000円 処分方法 建設改良積立金への積立て	
議案第58号	市道路線の認定について 【建設管理課】
○ 新規路線整備に伴う路線認定 19路線 ・ 認定依頼によるもの 5路線 ・ 開発等により移管を受けたもの 14路線	
議案第59号	市道路線の変更について 【建設管理課】
○ 開発等に伴う既認定の起終点の変更 10路線 ・ 開発等により移管を受けたもの（起終点変更） 10路線	

議案第60号	請負契約締結について（（仮称）ダムパークいばきた多目的運動広場整備工事） 17頁参照 【契約検査課、スポーツ推進課、道路課】	
○ 契約の方法	一般競争入札	
○ 契約の金額	1,008,950,800円	
○ 契約の相手方	茨木市高浜町3番37号 しょうけん あきたぐみ 昭建・秋田組共同企業体	
	代表者	株式会社昭建大阪支店 執行役員支店長 おか もと ひろし 岡本 博
○ 工事場所	大字車作ほか地内	
○ 工事内容	撤去工、敷地造成工、法面工、軽量盛土工、擁壁工、排水構造物工、給排水設備工、電気設備工、園路広場整備工、管理施設整備工、グラウンド・コート施設整備工、道路附属施設工、仮設工 各一式	
○ 工事完了予定日	令和9年12月28日	
議案第61号	令和7年度大阪府茨木市一般会計補正予算（第3号）	【財政課】
○ 補正額	931,233千円（補正後 111,295,544千円 － 補正前 110,364,311千円）	
〈歳入〉	〈歳出〉	
・国庫支出金	45,250千円	・物件費 149,663千円
・府支出金	3,015千円	・補助費等 47,615千円
・繰越金	294,368千円	・投資的経費 733,955千円
・市債	588,600千円	
・継続費補正		
（追加）保育所整備事業		1,222,981千円
・繰越明許費補正		
（追加）安威川ダム周辺整備事業（さくら広場拡張設計）		9,968千円
（追加）小学校維持補修事業		198,010千円
・債務負担行為補正		
（追加）保育所整備事業（新築工事監理）		42,428千円

議案第62号	令和7年度大阪府茨木市下水道等事業会計補正予算(第1号)	【下水道総務課】
○ 収益的収支 ・ 収入 21,430 千円 (補正後 7,211,824 千円－補正前 7,190,394 千円) ・ 支出 42,860 千円 (補正後 6,856,524 千円－補正前 6,813,664 千円)		
認定第1号	令和6年度大阪府茨木市一般会計決算認定について	【会計室】
(令和5年度) ・ 歳入決算額 117,136,687,139円 (119,735,018,297円) ・ 歳出決算額 114,456,305,923円 (117,538,227,108円) ・ 歳入歳出差引額 2,680,381,216円 (2,196,791,189円) ・ 翌年度へ繰越すべき財源 1,420,169,551円 (1,015,639,661円) ・ 実質収支 1,260,211,665円 (1,181,151,528円)		
認定第2号	令和6年度大阪府茨木市財産区特別会計決算認定について	【会計室】
(令和5年度) ・ 歳入決算額 5,397,218,924円 (5,645,936,846円) ・ 歳出決算額 92,738,994円 (250,092,454円) ・ 歳入歳出差引額 5,304,479,930円 (5,395,844,392円)		
認定第3号	令和6年度大阪府茨木市国民健康保険事業特別会計決算認定について	【会計室】
(令和5年度) ・ 歳入決算額 26,113,387,994円 (27,420,603,944円) ・ 歳出決算額 25,537,049,477円 (26,703,875,837円) ・ 歳入歳出差引額 576,338,517円 (716,728,107円)		

認定第 4 号	令和 6 年度大阪府茨木市後期高齢者医療事業特別会計決算認定について【会計室】		
(令和 5 年度)			
・ 歳入決算額	5, 7 1 8, 0 9 9, 6 0 3 円	(5, 148, 161, 658 円)	
・ 歳出決算額	5, 4 8 5, 3 7 7, 0 7 5 円	(4, 947, 054, 370 円)	
・ 歳入歳出差引額	2 3 2, 7 2 2, 5 2 8 円	(201, 107, 288 円)	
認定第 5 号	令和 6 年度大阪府茨木市介護保険事業特別会計決算認定について【会計室】		
(令和 5 年度)			
・ 歳入決算額	2 3, 0 4 9, 0 7 3, 8 7 5 円	(22, 483, 672, 074 円)	
・ 歳出決算額	2 2, 6 0 9, 9 2 5, 5 4 9 円	(22, 147, 079, 669 円)	
・ 歳入歳出差引額	4 3 9, 1 4 8, 3 2 6 円	(336, 592, 405 円)	
認定第 6 号	令和 6 年度大阪府茨木市下水道等事業会計決算認定について【下水道総務課】		
〈収益的収支〉 ※消費税及び地方消費税を除く (令和 5 年度)			
・ 収入決算額	6, 9 7 1, 5 2 9, 8 5 5 円	(6, 678, 995, 575 円)	
・ 支出決算額	5, 9 9 1, 2 7 4, 7 7 0 円	(6, 056, 569, 722 円)	
・ 収入支出差引額	9 8 0, 2 5 5, 0 8 5 円	(622, 425, 853 円)	
〈資本的収支〉 ※消費税及び地方消費税を含む			
・ 収入決算額	2, 4 3 0, 7 8 2, 6 6 3 円	(1, 550, 127, 548 円)	
・ 支出決算額	4, 6 7 9, 4 4 7, 0 4 4 円	(3, 404, 946, 265 円)	
・ 収入支出差引額	△ 2, 2 4 8, 6 6 4, 3 8 1 円	(△1, 854, 818, 717 円)	
※ 資本的収入額（翌年度繰越額に係る財源充当額を除く）が資本的支出額に不足する額は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、繰越工事資金、過年度分損益勘定留保資金、当年度分損益勘定留保資金及び繰越利益剰余金処分額で補てん			

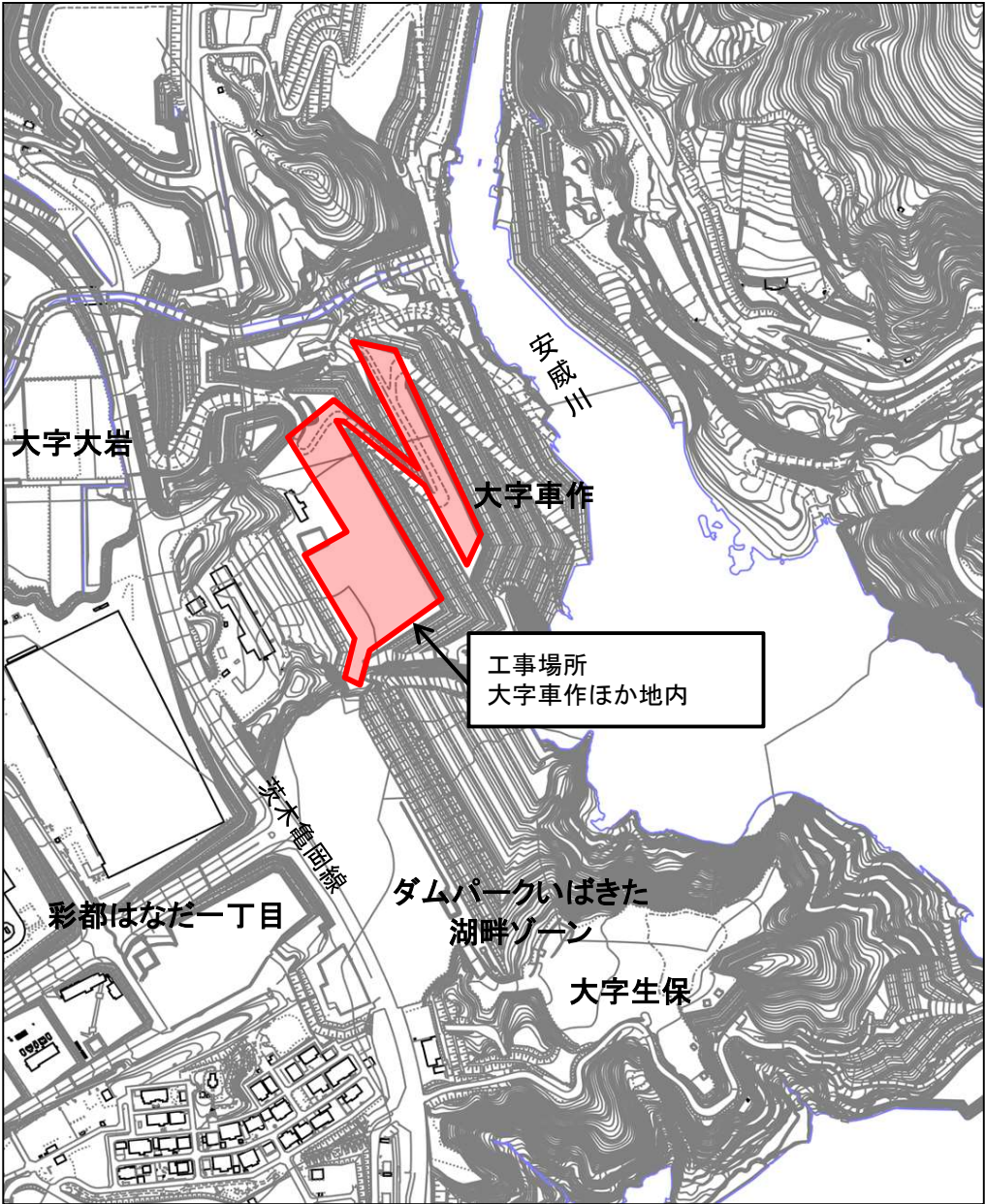
認定第7号	令和6年度大阪府茨木市水道事業会計決算認定について	【水道総務課】
〈収益的収支〉 ※消費税及び地方消費税を除く (令和5年度) ・収入決算額 5,497,776,044円 (5,458,602,003円) ・支出決算額 4,977,397,969円 (4,855,035,686円) ・収入支出差引額 520,378,075円 (603,566,317円) 〈資本的収支〉 ※消費税及び地方消費税を含む ・収入決算額 1,641,915,373円 (1,433,273,859円) ・支出決算額 2,864,686,697円 (2,716,516,089円) ・収入支出差引額 △1,222,771,324円 (△1,283,242,230円) ※ 資本的収入額（翌年度繰越額に係る財源充当額を除く）が資本的支出額に不足する額は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、繰越工事資金、過年度分損益勘定留保資金及び当年度分損益勘定留保資金で補てん		
報告第18号	茨木市事務報告について	【政策企画課】
○ 令和6年4月～令和7年3月における事務執行状況の報告		
報告第19号	令和6年度大阪府茨木市一般会計及び特別会計決算に係る主要な施策の成果並びに健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	【財政課】
○ 地方自治法第233条第5項による主要な施策の成果並びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項による健全化判断比率及び資金不足比率に関する報告		

報告第20号	令和6年度下半期大阪府茨木市財政状況報告について	【会計室】
○ 令和7年3月31日現在の財政状況の報告		
報告第21号	令和6年度茨木市教育委員会事務管理執行状況の点検及び評価の報告について	【教育政策課】
○ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく茨木市教育委員会事務管理執行状況の点検及び評価の報告		
報告第22号	放棄した債権の報告について	【納税課】
○ 茨木市債権の管理に関する条例の規定に基づく報告 ・ 放棄した私債権等 13件 4,624,435円		

(仮称)ダムパークいばきた多目的運動広場整備工事

工事概要	撤去工	一式	電気設備工	一式
	敷地造成工	一式	園路広場整備工	一式
	法面工	一式	管理施設整備工	一式
	軽量盛土工	一式	グラウンド・コート施設整備工	一式
	擁壁工	一式	道路付属施設工	一式
	排水構造物工	一式	仮設工	一式
	給排水設備工	一式		

位置図



令和7年度一般会計補正予算(第3号)総括表

(歳入)

(単位：千円)

款	予 算 額	左 の 内 訳		備 考
		特 定 財 源	一 般 財 源	
15 国 庫 支 出 金	45,250	45,250		新型コロナウイルス予防接種健康被害給付費負担金 44,200 保育対策総合支援事業費補助金 700 こども政策推進事業補助金 350
16 府 支 出 金	3,015	3,015		介護保険事業費補助金 1,840 市町村等観光振興支援事業補助金 1,175
20 繰 越 金	294,368		294,368	繰越金
22 市 債	588,600	588,600		保育所整備債 403,300 小学校施設整備債 167,800 安威川ダム周辺整備債 17,500
補 正 額 A	931,233	636,865	294,368	
補正前の予算額 B	110,364,311	43,313,597	67,050,714	
補正後の予算額 A + B	111,295,544	43,950,462	67,345,082	

令和7年度一般会計補正予算(第3号)総括表

(歳 出)

(単位：千円)

款	予 算 額	消 費 的 経 費				投 資 的 経 費	そ の 他 の 経 費
		人 件 費	物 件 費	扶 助 費	補 助 費 等		
3 民 生 費	508,037				3,415	504,622	
4 衛 生 費	44,200				44,200		
8 土 木 費	148,748		117,425			31,323	
10 教 育 費	230,248		32,238			198,010	
補 正 額 A	931,233		149,663		47,615	733,955	
補正前の予算額 B	110,364,311	20,409,064	24,208,804	36,438,445	9,715,131	5,018,541	14,574,326
補正後の予算額 A + B	111,295,544	20,409,064	24,358,467	36,438,445	9,762,746	5,752,496	14,574,326

補正予算（第3号）の内容について

1 基本方針

安全・安心な保育・教育環境の充実にに向けた整備を行うほか、安威川ダム周辺整備に係る事業を推進するなど、行政ニーズ・行政課題等に対応した事業を追加する。

なお、年度内に完了しない事業について、継続費及び繰越明許費を設定するとともに、保育所整備事業について債務負担行為を設定する。

2 内容

（1）保育・教育施設の充実

（単位：千円）

事業	内容等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
保育環境等の充実		506,197	404,350	101,847
中央保育所の整備 〔継続費〕 〔債務負担行為〕 【保育幼稚園総務課】	老朽化する中央保育所について、移転予定の上中条一丁目に新たな保育所を整備する。 委託 工事（継続費 1,222,981<令和7年度：489,190、令和8年度：244,590、令和9年度：489,201>） 【財源：市債 403,300】	504,622	403,300	101,322
私立保育所等への性被害防止対策に係る設備への補助 【保育幼稚園事業課、学童保育課】	安全・安心な環境を整備するため、私立保育所等へ着替用の間仕切りやカメラ等の設備導入費用を補助する。 【財源：国 1,050】	1,575	1,050	525
教育施設の整備		230,248	167,800	62,448
小学校プールの改修 〔繰越明許費〕 【施設課】	教育環境の充実を図るため、プールサイドの安全対策やバリアフリー対応に係る改修を行う。 工事（福井小、豊川小、西小） 【財源：市債 148,500】	198,010	148,500	49,510
小学校体育館トイレの多目的トイレ化 【施設課】	教育環境及び避難所環境の充実を図るため、体育館トイレを多目的トイレに改修する。 修繕（太田小、沢池小） 【財源：市債 19,300】	19,364	19,300	64
教室不足に伴う情報処理室等の改修 【施設課】	児童数の増加に対応し教育環境の充実を図るため、茨木小学校の情報処理室等を普通教室に改修する。	12,874		12,874

(2) 安威川ダム周辺の整備

(単位：千円)

事業	内容等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
安威川ダム周辺整備		20,623	18,675	1,948
ダムパークいばきた (さくら広場)の環境 充実及び案内看板の設 置等 【繰越明許費】 【北部整備推進課】	来園者の満足度向上を図るため、さくら広場の環境充実に向けた設計委託 を実施するとともに、ダム周辺地域の周遊性向上を図る案内看板の設置や バス停の環境改善を行う。 委託、工事 【財源：府 1,175、市債 17,500】	20,623	18,675	1,948

(3) 駐車場施設の整備等

(単位：千円)

事業	内容等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
駐車場の改修・整備		122,125		122,125
阪急茨木北口駐車場の P C B汚染土の処理等 【交通政策課】	阪急茨木北口駐車場の整備に向けて、P C B汚染土の運搬・処理等を行 う。	111,425		111,425
近畿自動車道耐震工事 に伴う仮設駐車場の整 備 【交通政策課】	近畿自動車道の耐震工事に伴う自転車利用者の移動先を確保するため、仮 設駐車場を整備する。 工事	10,700		10,700

(4) インフラ施設等の安全性確認

(単位：千円)

事業	内容等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
下水道管路の調査		42,860	42,830	30
【下水道等事業会計】 下水道管路調査の実施 【下水道総務課、下水道施 設課】	他自治体での下水道管等の老朽化による事故を踏まえ、下水道管路の安全 性を確認するため、年数が経過した下水道管路等の特別重点調査を実施す る。 【財源：国 21,430、企業債 21,400】	42,860	42,830	30
盛土開発の許可		6,000		6,000
溪流盛土に係る安全性 審査の実施 【審査指導課】	彩都地域において実施予定の造成事業に含まれる溪流への盛土の許可を行 うにあたり安全性を判断するため、専門的な解析等による審査を実施す る。	6,000		6,000

(5) 介護環境の充実

(単位：千円)

事業	内容等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
介護施設への支援		1,840	1,840	
介護事業所におけるケアプランデータ連携システムの導入補助 【長寿介護課】	介護事業所における事務負担の軽減を図るため、居宅サービス計画書等の送受信にあたりケアプランデータ連携システムを導入する事業所に対し、補助金を支給する。 【財源：府 1,840】	1,840	1,840	

(6) 新型コロナワクチン接種の対応

(単位：千円)

事業	内容等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
ワクチン接種に係る対応		44,200	44,200	
予防接種健康被害救済給付金の支給 【健康づくり課】	新型コロナワクチン接種に伴う健康被害に対応するため、死亡一時金を支給する。 【財源：国 44,200】	44,200	44,200	

(7) 継続費・繰越明許費・債務負担行為

(単位：千円)

事業	内容等	設定額
継続費		
保育所整備事業 【保育幼稚園総務課】	令和7年度～令和9年度継続事業 [総額] 1,222,981 [年割額] (令和7年度) 489,190 (令和8年度) 244,590 (令和9年度) 489,201	1,222,981
繰越明許費		
安威川ダム周辺整備事業 (さくら広場拡張設計) 【北部整備推進課】	補正予算議決後の事業着手となり、年度内に事業が完了しないため。	9,968
小学校維持補修事業 【施設課】	補正予算議決後の事業着手となり、年度内に事業が完了しないため。	198,010
債務負担行為		
保育所整備事業(新築工事監理) 【保育幼稚園総務課】	債務負担行為の期間及び限度額を設定する。 [期間] 令和8年度～令和9年度 [限度額] 42,428千円	42,428